

議会提案の条例

(発議第2号)

市長の専決処分事項の指定 (地方自治法第180条による)

- ① その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- ② 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- ③ 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

※専決処分には、地方自治法第179条に基づく緊急の場合のもと、同第180条に基づく議会の委任によるものがある。前者は、主に議会が機能しない事態への対処を目的とし、首長独自の判断で処理するものであり、次の議会で承認を求める必要がある。後者は、主にスピーディな運営のため、決議までの時間を省略するためにある。予め、議決で定められた事項に関

しては、首長が自由に処分できる。また、議会承認は不要である。

(発議第3号)

愛西市議会の議決すべき事件を定める条例

愛西市議会の議決すべき事件を定める条例が、愛西市議会会議規則第13条第2項の規程より提出されました。提案理由は、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決が義務付けられていたが、地方自治法の改正により、基本構想の法的策定義務が無くなったのを機に議決すべき一定の事件を定めました。

- ① 総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止。
- ② 友好都市又は姉妹都市その他これらに類する都市間の提携及び協定。
- ③ 市民憲章の制定、変更又は廃止
- ④ 各種の都市宣言の制定、変更又は廃止

おめでとうございます ございます

平成27年2月6日に行われた、愛知県市議会議長会定期総会において、平成24年5月9日から平成26年4月30日までの当市議会の議長を務めた加賀博元議員と副議長を務めた堀田清議員が、地方自治の発展に対する功績が認められ愛知県市議会議長会から感謝状が贈呈されました。



堀田 清 議員



加賀 博 元議員